

## ホールご利用に関する注意事項

### 【烏山区民会館利用上の注意事項】

- ・利用時間には「準備」から、原状復帰までの「後片付け」に要する時間も含まれます。時間前の上場、入室はお断り致します。
- ・来館者の安全を確保するため、入場定員を厳守してください。
- ・ご利用は、1 団体 1 か月につき連続 3 日以内です。
- ・撮影やネット配信を行う場合は区の担当課の許可をお取りください。インターネット接続に関わるトラブルについては、お客様の自己責任となります。
- ・個人申請の場合、申請およびお支払いの手続き、当日の入館手続き、催事中の立会い、付帯設備などのお支払いは、申請者ご自身の対応をお願いします。また、チラシ、ネットなどへ団体名を使用することはできません。
- ・未成年の方はご契約できません。保護者または学校等の関係者の方が申請してください。また、施設利用中は、申請者が立ち会ってください。
- ・利用権の譲渡、転貸はできません。
- ・承認外の施設を利用したり、無断で備品その他の移動は出来ません。また、他の利用者への影響が発生した場合、施設設備、備品を破損・故障・紛失させた場合賠償金を請求することがあります。
- ・廊下・通路は、避難経路に指定されているため、物品の設置はできません。  
(受付設置場所に関してのみ、別途ご相談ください)
- ・複合施設のため、会館専用の待機スペースはありません。
- ・貴重品等は、各自で管理していただきますよう、お願いいたします。
- ・施設内にゴミ箱の設置はありません。施設利用中に持ったゴミは、利用者が責任をもってお持ち帰りください。
- ・危険物の持込みや、他人に危害を加える行為、迷惑となる行為はおやめください。
- ・管理上配置された職員の行動を妨げないでください。
- ・喫煙は所定の場所をお願いいたします。
- ・災害の発生時に備え、利用前に必ず非常口等を確認し、入場者にもお知らせください。  
また、災害発生時には、帰宅困難者のために施設を開放する場合がございますので、ご協力ください。
- ・天災等、不測の事態により起きた事故及び主催者側の管理に関わる事故については、当館は一切の責任を負いかねます。
- ・催し物の内容によっては、契約後、または、催し物の開催中であっても使用をお断りする場合があります。詳しくは烏山区民会館へお問い合わせください。

<ホール> 定員 384 名(座席 382 席+車椅子席2席)

## ◆ホール利用料金(4種類)

午前・午後・夜間の区分単位で料金設定されています。

### ① 基本利用料金

利用申請時にお支払していただきます。

区民料金・区外料金があります。

a.申請する方が次の要件を満たす場合、区民料金が適用されます。

1. 個人で契約する場合、申請者が世田谷区に住所を有する場合  
(個人での契約の場合、チラシ・ネット等に団体名を載せることはできません)
2. サークルや団体に構成メンバーの半数以上が世田谷区在住の場合
3. 法人等の場合、会社・事務所の所在地が世田谷区にあり、世田谷区の住所でご契約の場合

b.確認方法

- 1.個人…運転免許証・マイナンバーカード・公共料金の領収書など住所が明記されているもの
- 2.サークル等団体…団体の名簿(構成員の半数以上が世田谷区民の場合)
- 3.法人等…公共料金の領収書・社員証・HP など会社の所在地が明記されているもの

国・地方公共団体、学校、保育園、公共的団体等の利用については、利用料金減額の制度があります。希望される場合は、お支払い前に必ず事前申請をお願いします。  
なお、お支払い後に差額を返金することはできませんのでご注意ください。

### ② ホール付帯設備利用料金

基本利用料金とは別に、当日ご利用いただいた舞台、音響、照明、電源などの装置・設備、ピアノ、スクリーン、パネル等の備品の料金です。ご利用当日に現金、又はクレジットカード等にてお支払いただきます。リハーサルの際にも付帯設備料金は発生いたします。  
減免は適用されません。

### ③ホール割増料金

1. ホールで行う催しについて入場料・視聴料(有料 LIVE・録画配信含む)その他これに類する料金が 1,000 円以上\*の場合、基本利用料金の 5 割に相当する割増料金をご利用日当日に現金、又はクレジットカード等にてお支払いただきます。  
\* 2026 年 7 月 1 日ご利用分より、加算適用の金額が、「1,000 円以上」から「2,001 円以上」に変更となります。
2. ホールでの物品販売に関する割増料金は適用されません。(2026 年 9 月末日まで)  
※2026 年 10 月 1 日より  
利用者が施設を利用する際に催し物に関連する物品販売を行うとき、販売額等にかかわらず利用料金の 5 割に相当する金額をお支払いいただきます。ただし、すでに 1. の加算適用があるときは除きます。  
催しに関係のない物品、飲食物、化粧品、骨董品等の販売は断りしております。  
物品販売の販売場所は指定された場所を厳守してください。

#### ④ リハーサル料金

世田谷区内の区民会館を利用して公演を行う際に、公演の日前に舞台練習(リハーサル)又は公演の準備としてホールを利用する場合の利用料は基本利用料金の半額(5割)となります。ただし、基本利用料金の半額で利用できるのは1回の公演につき2回までとさせていただきます。

②、③につきましては、管理事務所にて利用当日お支払いをお願いいたします。  
2日以上連続利用の場合でも、ご利用日ごとにご精算ください。

#### ◆控室

控室として楽屋(定員:楽屋1=約6名・楽屋2(和室)=約4名・楽屋3=約7名)がございます。控室が足りない場合は、集会室(有料)をご利用ください。(ただし、リハーサル用では、ありませんので、音出し、チューニング等はできません。また、予約状況により集会室のご利用は、できない場合があります)

#### ◆駐車場

ホールの駐車場の利用率は4台(搬入車両を含む)です。

ご利用当日は、館内1階の警備員の案内を受けてください。

入場される方の駐車場はございません。公共交通機関のご利用をお勧めください。

#### ◆事前打ち合わせ

ホールの利用にあたって、利用日の1か月前までに当館常駐の舞台スタッフと、来館での事前打ち合わせが必要です。お電話にて打ち合わせの日程調整をお願いします。(利用スケジュールに無理がある場合、スケジュールの再検討をお願いする場合がございます。あらかじめご了承ください。)

#### ◆ご利用日当日

利用開始前に3階管理事務所にお立ち寄りの上、使用承認書をご提示ください。付帯料金等をお支払いいただき、終了後は、当館常駐の舞台技術スタッフの許可を得た後にご退館ください。また、控え室として集会室をご利用の場合は、3階管理事務所スタッフの点検を受けた後にご退館ください。

#### ◆お荷物とお花の配送について

お荷物は原則、ご利用時間内に主催者側ご自身でお受け取りをお願いします。

ホール事務室等、事前にお荷物をお預かりできる場所はございません。

お花に関しては、終演後のスタンド花やアレンジメントフラワー等の回収までご手配ください。

#### ◆利用料金の還付について

利用日の3か月前までに、使用の取り消しをお電話でご連絡の上、ご来館にて還付の手続きが完了した場合のみ、納付された利用料金を全額還付いたします。還付期限を過ぎてしまうと、利用料金の還付が出来ませんので、ご注意ください。なお、返金先は原則として申請者名義の口座となります。

(差額還付が生じる日時変更の場合も、利用日の3か月前までに、ご来館にて変更のお手続きが必要です)

## ◆その他の注意事項

- ・初めて当館ホールを利用される方は、ご契約前にホールの内見をお願いしております。
- ・延長利用は出来ません。
- ・スモーク類、裸火、火薬、花火等の演出効果は使用できませんので予めご了承ください。
- ・スタンディングでの観劇・鑑賞は、できません。
- ・舞台が狭いため、大編成の楽団等の利用はできません。
- ・ホールの照明、音響の調整・操作は、主催者側で手配をお願いします。
- ・ホール内壁面には、ポスター等の貼紙はできません。2階ホワイエ等の装飾、外掲示板へのポスター掲示は、ホールスタッフまたは、管理事務所の指示を受けてください。ガムテープの使用はできません。
- ・舞台上の道具の固定やバミリ(目印)には、ビニールテープ以外使用しないでください。
- ・会場責任者の所在は常に明らかにし、管理事務所と連絡が取れるようにしておいてください。
- ・ホール客席内の通路は、非常災害時に避難通路となりますので、物を置かないでください。客席利用時の客席出入口(6ヶ所)の内鍵(カンヌキ型)は、非常時用に必ず開けてください。
- ・ホール内での飲食(水分補給の水・お茶を除く)は禁止です。  
ホール 2 階ホワイエ・楽屋での軽飲食は可能ですが、清掃、後片付けは主催者が責任を持って行ってください。
- ・入場者専用の待機スペースはありません。館内で入場者が整列するスペースは、限られております。場合により広場に整列していただくことがあります。ただし、広場の利用状況によっては広場にも整列できないこともございますので、あらかじめご了承ください。  
入場者の整理、受付の机・椅子の設置、片付けは、主催者の責任で行ってください。
- ・建物の構造上、他の施設に音漏れ、振動が伝わりやすいため、楽器の種類や音量により使用の制限がありますので、詳細については別紙にてご確認ください。  
なお、他の施設利用者からクレームが発生した場合は、催しの途中であっても中断いただくことがあります。

以上の注意事項等をお守りいただけない場合は、たとえご利用中であってもただちに退出していただきます。また、以後のご利用をお断りする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

### 【お知らせ】

3月4日(水)に「区民会館集会室等における利用内容」の条例改正が行われました。  
詳しくは、下記の烏山区民会館 HP をご確認ください。

<https://www.setagaya.co.jp/kuminkaikan/karasuyama/news/1614>

烏山区民会館 管理事務所

〒157-0062 東京都世田谷区南烏山 6-2-19 <TEL>03-3326-3511

<URL><https://www.setagaya.co.jp/kuminkaikan/karasuyama/>

# 集会室ご利用に関する注意事項

## 【烏山区民会館利用上の注意事項】

- ・利用時間には「準備」から、原状復帰までの「後片付け」に要する時間も含まれます。時間前の上場、入室はお断り致します。
- ・来館者の安全を確保するため、入場定員を厳守してください。
- ・ご利用は、1 団体 1 か月につき連続 3 日以内です。
- ・撮影やネット配信を行う場合は区の担当課の許可をお取りください。インターネット接続に関わるトラブルについては、お客様の自己責任となります。
- ・個人申請の場合、申請およびお支払いの手続き、当日の入館手続き、催事中の立会い、付帯設備などのお支払いは、申請者ご自身の対応をお願いします。また、チラシ、ネットなどへ団体名を使用することはできません。
- ・未成年の方はご契約できません。保護者または学校等の関係者の方が申請してください。また、施設利用中は、申請者が立ち会ってください。
- ・利用権の譲渡、転貸はできません。
- ・承認外の施設を利用したり、無断で備品その他の移動は出来ません。また、他の利用者への影響が発生した場合、施設設備、備品を破損・故障・紛失させた場合賠償金を請求することがあります。
- ・廊下・通路は、避難経路に指定されているため、物品の設置はできません。
- ・複合施設のため、会館専用の待機スペースはありません。
- ・貴重品等は、各自で管理していただきますよう、お願いいたします。
- ・施設内にゴミ箱の設置はありません。施設利用中に出了たゴミは、利用者が責任をもってお持ち帰りください。
- ・危険物の持込みや、他人に危害を加える行為、迷惑となる行為はおやめください。
- ・管理上配置された職員の行動を妨げないでください。
- ・喫煙は所定の場所をお願いいたします。
- ・災害の発生時に備え、利用前に必ず非常口等を確認し、入場者にもお知らせください。  
また、災害発生時には、帰宅困難者のために施設を開放する場合がございますので、ご協力ください。
- ・天災等、不測の事態により起きた事故及び主催者側の管理に関わる事故については、当館は一切の責任を負いかねます。
- ・催し物の内容によっては、契約後、または、催し物の開催中であっても使用をお断りする場合があります。詳しくは烏山区民会館へお問い合わせください。

## <集会室> 定員 120 名

### ◆ 集会室利用料金(3種類)

午前・午後・夜間の区分単位で料金設定されています。

#### ① 基本利用料金

利用申請時にお支払していただきます。

区民料金・区外料金があります。

a.申請する方が次の要件を満たす場合、区民料金が適用されます。

1. 個人で契約する場合、申請者が世田谷区に住所を有する場合  
(個人での契約の場合、チラシ、ネット等に団体名を載せることはできません)
2. サークルや団体で構成メンバーの半数以上が世田谷区在住の場合
3. 法人等の場合、会社・事務所の所在地が世田谷区にあり、世田谷区の住所でご契約の場合

b.確認方法

- 1.個人…運転免許証・マイナンバーカード・公共料金の領収書など住所が明記されているもの
- 2.サークル等団体…団体の名簿(構成員の半数以上が世田谷区民の場合)
- 3.法人等…公共料金の領収書・社員証・HP など会社の所在地が明記されているもの

国・地方公共団体、学校、保育園、公共的団体等の利用については、利用料金減額の制度があります。

希望される場合は、お支払い前に必ず事前申請をお願いします。

なお、お支払い後に差額を返金することはできませんのでご注意ください。

#### ② 集会室付帯設備利用料金

基本利用料金とは別に、当日ご利用いただいたマイク、プロジェクター等の備品の料金です。ご利用当日に現金、又はクレジットカード等にてお支払いいただきます。

減免は適用されません。

#### ③集会室割増料金(2026年6月末日までは、いかなる加算もありません)

1. 集会室で営利目的利用はできません。(2026年6月末日まで)  
2026年7月1日より、集会室で営利目的での利用が可能となります。  
(ここで言う営利目的とは、「参加者から入場料等を受け取り、主催者側に利益の出る利用」、「催しに関連した物品販売を伴う利用」等を指します)  
集会室で行う催しについて入場料・視聴料(有料LIVE・録画配信含む)その他これに類する料金が2,001円以上の場合、基本利用料金の5割に相当する割増料金をご利用日当日に現金、又はクレジットカード等にてお支払いいただきます。
2. 集会室での物品販売はできません。(2026年6月末日まで)  
2026年7月1日より、利用者が施設を利用する際に催し物に関連する物品販売を行うことが可能となります。  
集会室で行う催し物に関連する物品販売を行う場合、販売額等にかかわらず基本利用料金の5割に相当する割増料金をご利用日当日に現金、又はクレジットカード等にてお支払いいただきます。ただし、すでに1.の加算適用があるときは除きます。  
(2026年10月1日より加算適用開始)

催しに関係のない物品、飲食物、化粧品、骨董品等の販売は断りしております。

物品販売の販売場所は指定された場所を厳守してください。

## ◆駐車場

集会室の駐車場の利用枠は、1台です。

ご利用当日は館内1階受付横の警備員の案内を受けてください。集会室には搬入口はありません。

## ◆ご利用当日

利用開始前に、使用承認書を3階管理事務所にてご提示ください。確認後、開錠いたします。また、ご利用終了後は、原状復帰の後、管理事務室係員の点検を受け退館してください。

## ◆ 利用料金の還付について

利用日の2カ月前までに、利用の取り消しをお電話でご連絡の上、ご来館にて還付の手続きが完了した場合のみ、納付された利用料金を全額還付いたします。還付期限を過ぎてしまうと、利用料金の還付が出来ませんので、ご注意ください。なお、返金先は原則として申請者名義の口座となります。(差額還付が生じる日時変更の場合も、利用日の2カ月前までに、ご来館にて変更のお手続きが必要です)

## ◆その他の注意事項

- ・営利目的及び入場料を必要とする催事のための利用はできません。(2026年6月末日まで)
- ・大きな音や振動を伴うダンスや運動、楽器の演奏・歌唱・演劇等はできません。また、他の利用者の迷惑となる行為はご遠慮ください。
- ・マイク、PC等のお持ち込みは、混信・接続不可の恐れがあるため、事前にご相談ください。
- ・裸火等(カセットコンロ、電気コンロ、ホットプレート等)は使用禁止です。  
固形燃料やアルコールランプ類は、専用台を使用する場合に限り使用を認めます。  
(完成している料理の保温や温めなおしのみの利用とし、食材の調理は出来ません)
- ・集会室内であれば椅子・机の移動は可能ですが、時間内に原状復帰をお願いします。

以上の注意事項等をお守りいただけない場合は、たとえご利用中であってもただちに退出していただきます。また、以後のご利用をお断りする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

### 【お知らせ】

3月4日(水)に「区民会館集会室等における利用内容」の条例改正が行われました。

詳しくは、下記の烏山区民会館HPをご確認ください。

<https://www.setagaya.co.jp/kuminkaikan/karasuyama/news/1614>

烏山区民会館 管理事務所

〒157-0062 東京都世田谷区南烏山 6-2-19 <TEL>03-3326-3511

<URL><https://www.setagaya.co.jp/kuminkaikan/karasuyama/>